

# 専門社会福祉士認定システム 構築にむけた基礎研究事業 報告書



2010年3月

社団法人 日本社会福祉士会  
専門社会福祉士研究委員会

## はじめに

社会福祉士の資格制度化 20 年目の 2007（平成 19）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正における国会の附帯決議において国家資格有資格者にさらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図ることが決議されました。

この決議を受け、2008（平成 20）年度から社団法人日本社会福祉士会は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の助成を受け本研究事業に取り組み、2009（平成 21）年 3 月に中間報告「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業中間報告書」を提出しました。中間報告では、社会福祉士の専門性の整理と専門社会福祉士のイメージの検討、また他専門職の先行制度の調査、外国の制度の文献調査について報告をいたしました。

研究 2 年目となる本年度の報告は、中間報告で課題とした次の事項を中心に検討結果をまとめ、専門社会福祉士認定制度について提案するものです。

- ①ジェネラリストとしての社会福祉士専門性について
- ②ジェネリックとスペシフィックの関係整理
- ③専門社会福祉士の認定要件
- ④認定システム（制度設計）
- ⑤専門社会福祉士資格を取得するための研修のあり方

専門社会福祉士認定制度について提案の全体像は、「専門社会福祉士認定制度の提案」として最初にまとめています。

社団法人日本社会福祉士会は、提案の制度化に向けて 2010（平成 22）年度も引き続き検討を行い、2012（平成 24）年度には制度運用を開始する予定です。今後の制度の創設、運用開始に向けて引き続き厚生労働省、職能団体、事業者、教育機関等関係機関・団体等の全面的なご協力をいただきたくよろしくお願いをいたします。

なお、本研究事業は、2008（平成 20）年度から 2009（平成 21）年度までの 2 か年にわたって独立行政法人福祉医療機構の助成を受け実施したものです。

2010 年 3 月  
専門社会福祉士研究委員会  
委員長 橋本 正明



## 目 次

はじめに .....	1
目 次 .....	3
専門社会福祉士認定制度の提案 .....	5
専門社会福祉士認定制度の検討 .....	16
1. 検討の前提（社会的要請） .....	16
2. 専門社会福祉士認定制度 .....	21
(1) 段階の設定について	
(2) 名称について	
(3) 定義・役割について	
(4) 養成の目標数について	
3. 専門性の構成要素と役割、キャリア形成過程 .....	25
(1) 共通する専門性と分野における専門性について	
(2) 求められる役割と必要な力量	
(3) 必要な力量の獲得方法について	
4. 認 定 .....	31
(1) 認定要件	
(2) 認定の更新	
5. 認定に必要な研修について .....	36
(1) 研修内容	
(2) 研修時間と単位の考え方	
(3) 研修の手法等	
(4) 研修の分類	
6. 認定システム設計 .....	41
(1) 認定（個人の認定）(Certification)	
(2) 認定の手続き	
(3) 認定登録と登録表示について	
(4) 研修の認証 (Accreditation)	
(5) 運営体制	
7. 認定制度運用のスケジュール .....	44
(1) 制度の開始	
(2) 経過措置	
8. 専門社会福祉士認定システムの構築に向けての今後の検討課題 .....	44
(1) 活動領域（職域）の拡大	
(2) 常勤での雇用	
(3) 任用条件としての認定専門社会福祉士等	
(4) 加算条件としての認定専門社会福祉士等	

(5) 福祉職の待遇改善	
9. アンケート調査、フォーカスグループインタビュー	47
(1) アンケート調査	
(2) フォーカスグループインタビュー	
(3) 専門社会福祉士制度設計への示唆	
10. 他団体ヒアリング	104
(1) ヒアリング調査の概要	
(2) 7団体のヒアリング調査結果のまとめ	
(3) 7団体のヒアリング考察	
(4) 専門社会福祉士制度設計への示唆	
資料	
1. アンケート結果	
(1) アンケート集計	123
(2) アンケート調査票	178
2. ヒアリング結果	
(1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会	189
(2) 社団法人日本医療社会事業協会	200
(3) 社団法人日本精神保健福祉士協会	205
(4) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会	214
2009年度専門社会福祉士研究委員会委員名簿	219

**【注】**

報告書の本文中、制度名称については「専門社会福祉士認定制度」とした。認定資格の名称については研究委員会で検討した「認定社会福祉士」「認定専門社会福祉士」を使用した。